

令和 7 年広島県議会 6 月定例会提案見込事項

広島県歓乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例（案）について

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例
の一部を改正する条例（案）について

1 改正の趣旨

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（以下「条例」という。）では、風俗案内業を行う者の欠格事由を規定しており、同欠格事由の一部は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下、「法」という。）で罰則を設けた行為（法第49条及び法第50条第1項）を引用して規定されている。

このたび、同法が一部改正されたことから、条例の関係条文を一部改正して整合させるもの。

2 改正の概要

(1) 法の一部改正（法第49条関係）について

法第49条に規定される罪のうち、風俗営業の無許可営業等の一部行為について、法定刑を2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金から、5年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金に引き上げられる等の改正が行われた。

改正前		改正後	
法第49条	⇒	改正法第49条	罰則 厳罰化
	⇒	改正法第50条	罰則 変更なし
法第50条	⇒	改正法第51条（条文繰り下がり）	罰則 変更なし

(2) 条例改正案

前記のとおり法第49条関連が改正されたことから、条例を下表のとおり改正する。

条例改正（案）	
条例第4条第2号ロで規定する欠格事由	
現行	法第49条又は第50条第1項（第4号から第9号までに係る部分に限る。）の罪
改正(案)	法第49条から第51条第1項（第4号から第9号までに係る部分に限る。）までの罪

3 施行日

公布の日とする。